

地方公共団体の監査委員監査及び内部統制制度の実務に関するアンケート調査結果

公会計委員会研究報告第 25 号「地方公共団体の内部統制制度及び監査委員監査の論点と方向性」の改正に当たり、地方公共団体の監査委員監査及び内部統制制度の実務に関するアンケート調査を実施し、調査結果を受けて現状考えられる課題を分析した。

なお、課題分析の傾向が全ての地方公共団体に当てはまるものではないことは申し添える。

<アンケート調査の概要>

対 象：全国の都道府県及び市区町村の監査委員事務局

期 間：2025 年 2 月から 3 月

回答数：570 団体（都道府県：30 団体、政令指定都市：2 団体、中核市：15 団体、特別区：16 団体、市：137 団体、町村：370 団体）

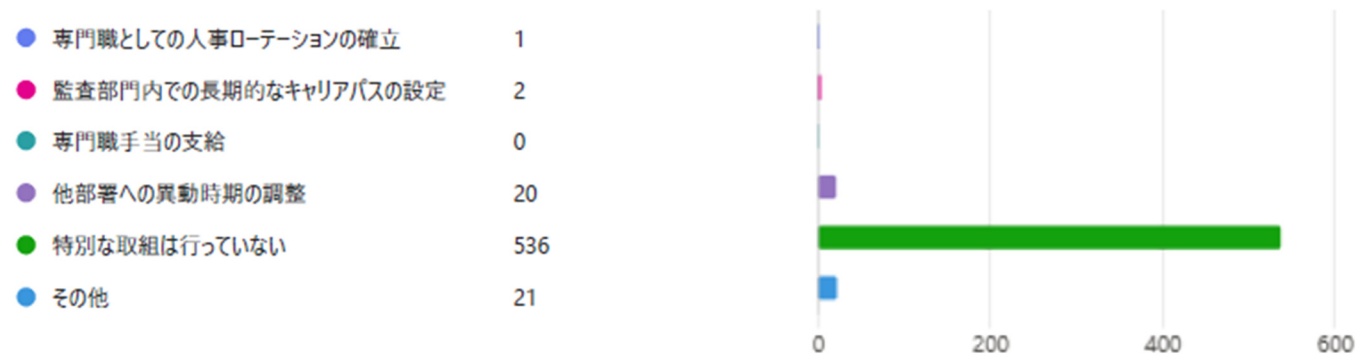
<アンケート調査結果と課題分析>

1. 監査委員事務局における専門性確保・人材確保・独立性確保について

（1）調査結果と課題分析

①専門性確保への取組状況（質問 3）

3. 専門性を持った職員の定着のために、どのような取組を行っていますか（複数選択可）



地方公共団体の監査委員監査及び内部統制制度の実務に関するアンケート調査結果

調査結果	課題分析
○専門性を持った職員の定着に向けた取組について、「特別な取組は行っていない」の回答が最多である。 ○具体的な取組の実施内容としては、「他部署への異動時期の調整」、「監査部内でのキャリアパスの設定」がある。	【専門性確保への取組意識の不足】 ○多くの地方公共団体において、職員の専門性確保への取組の意識が不足している可能性がある。

②在職期間の方針（質問４）

4. 事務局職員の在職期間について、どのような方針をとっていますか

● 最低在職期間（3年以上）を設定している	9
● 段階的な人事ローテーションを計画的に実施している	9
● 専門職としての長期的配置を行っている	0
● 特別な方針は設けていない	545
● その他	7



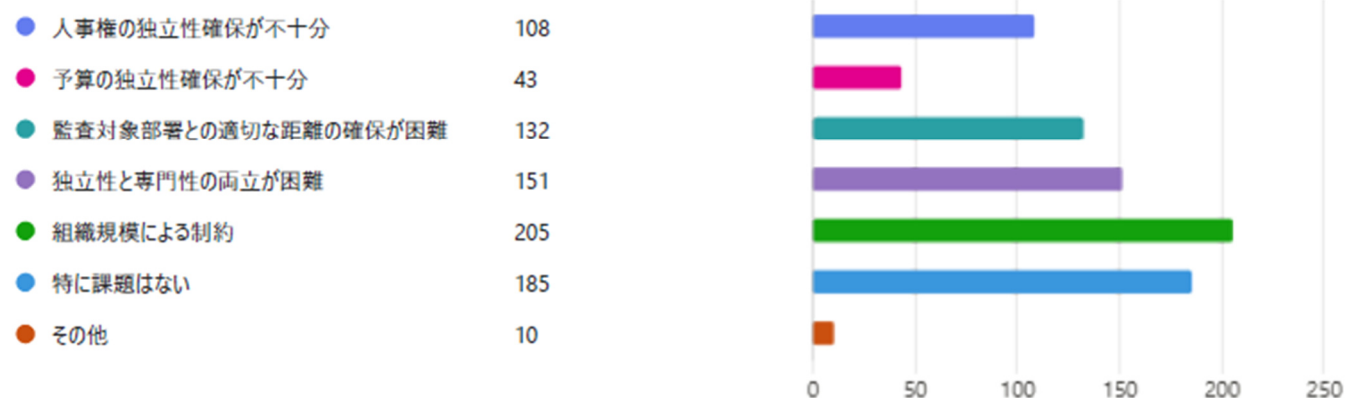
調査結果	課題分析
○職員の在職期間に関して、95.6%（545 団体）が「特別な方針は設けていない」と回答している。	【人事制度の画一性】 ○他部署と同様の異動サイクルにより、人材確保や職員の専門性蓄

地方公共団体の監査委員監査及び内部統制制度の実務に関するアンケート調査結果

○「最低在職期間（３年以上）の設定」や「計画的な人事ローテーション」を実施する団体は各９団体（各１.５％）である。	積が阻害されている可能性がある。 【監査ノウハウの散逸の可能性】 ○在職期間が考慮されない人事異動により、監査ノウハウが散逸する可能性がある。
---	--

③独立性確保の課題（質問５）

５. 独立性確保に関して特に課題と感じている点は何ですか（複数選択可）



調査結果	課題分析
○最大の課題は「組織規模による制約」であり、次いで「独立性と専門性の両立が困難」、「監査対象部署との適切な距離の確保が困難」である。	【組織規模による独立性確保の制約】 ○他部署からの独立性確保に当たり、職員数・予算の限界によって専任の職員の配置が困難となっている可能性がある。

地方公共団体の監査委員監査及び内部統制制度の実務に関するアンケート調査結果

○一方、「特に課題はない」とする団体も存在している。	
----------------------------	--

(2) まとめ

監査委員事務局における現状は、専門性確保・人材確保・独立性確保において課題を抱えていると考えられる。

地方公共団体の組織規模によっては、個別対応にも限界があると考えられ、他の地方公共団体との監査委員事務局の共同設置等の広域連携の取組や、外部専門家の活用を検討することも有用であると考えられる。

地方公共団体の適正な事務執行を担保するためには、監査機能の重要性について地方公共団体の組織全体で認識の共有を図るとともに、中長期的な人材育成戦略と組織運営上の課題解決の両輪による総合的アプローチが求められると考えられる。

地方公共団体の監査委員監査及び内部統制制度の実務に関するアンケート調査結果

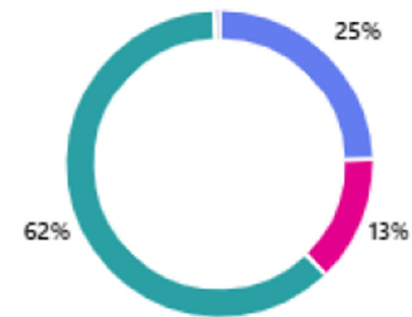
2. 監査委員監査における監査計画の公表について

(1) 調査結果と課題分析

①監査計画の公表状況（質問7）

7. 監査計画の公表状況について、該当するものをお選びください

● 全ての内容を公表している	140
● 一部の内容を公表している	76
● 公表していない	351
● その他	3

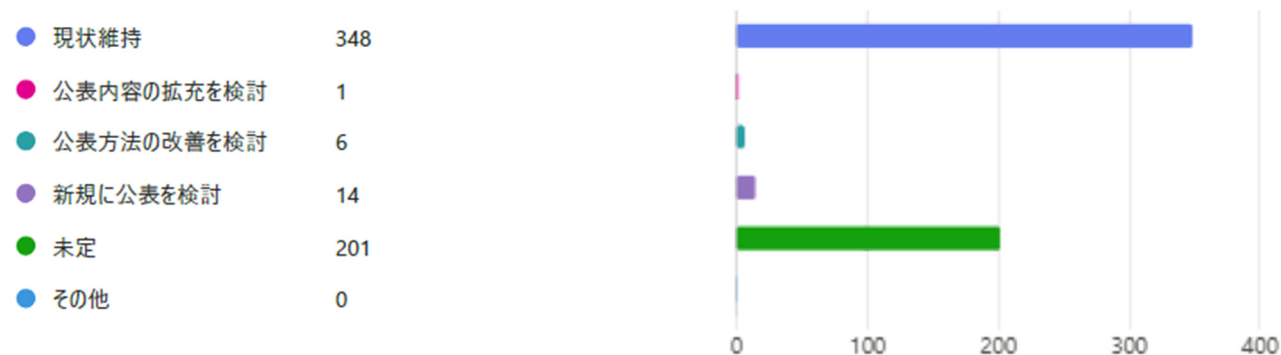


調査結果	課題分析
○監査計画の公表については、「公表していない」が61.5%（351団体）と最も多く、「全ての内容を公表している」24.5%（140団体）、「一部の内容を公表している」13.3%（76団体）となっている。	【住民への説明責任の不足】 ○約6割の地方公共団体が監査委員監査の監査計画を非公表としており、住民への説明責任が不足している可能性がある。

地方公共団体の監査委員監査及び内部統制制度の実務に関するアンケート調査結果

②今後の公表方針（質問8）

8. 今後の監査計画の公表に関する方針について、該当するものをお選びください



調査結果	課題分析
○将来の公表方針については、「現状維持」が61.0%（348 団体）と多数を占める。 ○「新規に公表を検討」2.4%（14 団体）、「公表方法の改善を検討」1.0%（6 団体）、「公表内容の拡充を検討」0.1%（1 団体）となっており、「未定」は35.2%（201 団体）となっている。	【透明性向上の意識の不足】 ○多くの地方公共団体で現状維持志向が強く見られ、情報公開の透明性向上への積極的な改善意向を示す地方公共団体は少数となっている。

（2）まとめ

監査委員監査における監査計画の公表は、住民への説明責任を果たし、監査委員監査の透明性を高める重要な取組である。しかし、現状では約6割の地方公共団体が非公表とし、今後の改善意向も低い状況にあると考えられる。

地方公共団体の監査委員監査及び内部統制制度の実務に関するアンケート調査結果

この課題の解決には、監査計画の公表の意義に対する認識向上が重要であると考えられる。また、監査計画の公表は、監査結果の公表と密接に関連するため、一体的な透明性向上戦略として取り組むことも重要であると考えられる。

地方公共団体の監査委員監査及び内部統制制度の実務に関するアンケート調査結果

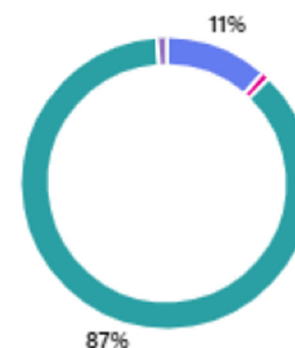
3. 監査委員監査における業務の外部委託について

(1) 調査結果と課題分析

①外部委託の実施状況（質問9）

9. 監査業務について、外部委託を実施していますか

● 実施している	65
● 検討中である	5
● 実施していない	494
● その他	6

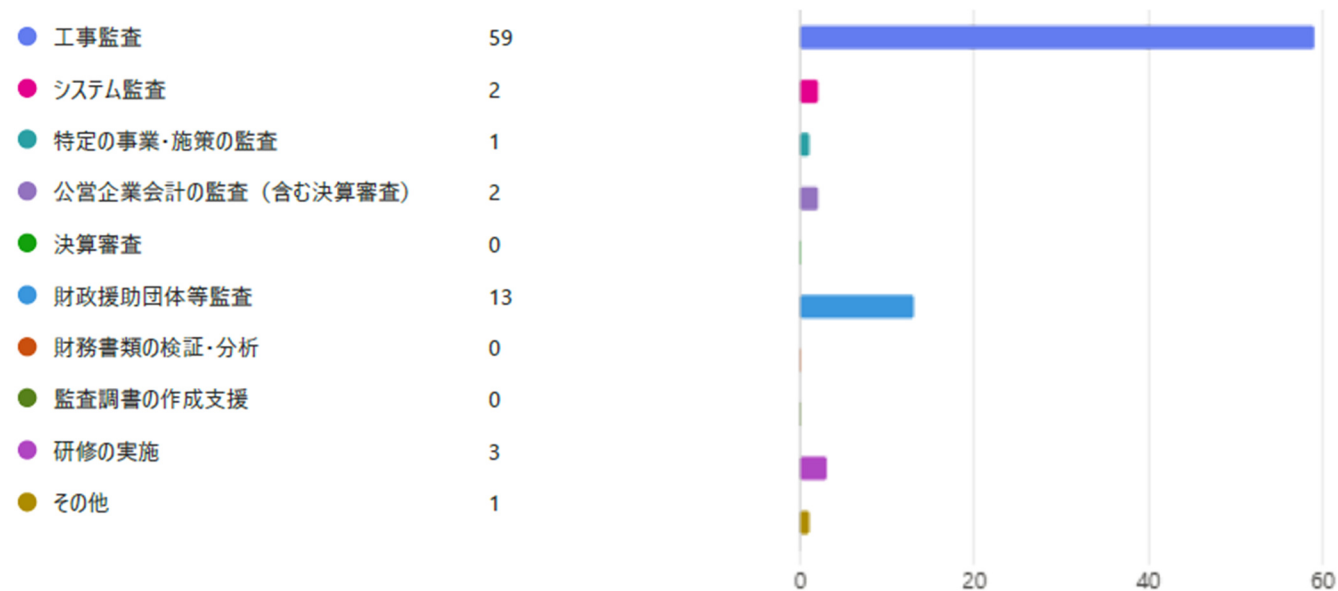


調査結果	課題分析
○監査業務の外部委託について、「実施していない」が 86.6%（494 団体）と多数を占める。 ○「実施している」は 11.4%（65 団体）、「検討中である」は 0.8%（5 団体）にとどまり、8 割を超える団体が外部委託を行っていない状況である。	【内部資源の制約】 ○専門性の高い監査領域や技術革新が進む分野（システム、工事技術等）に対して地方公共団体の内部資源（人材、ノウハウ等）のみでは対応が困難となる可能性がある。 【外部委託の活用への消極姿勢】 ○内部リソースで完結する監査体制により監査品質向上の機会を逸失する可能性がある。

地方公共団体の監査委員監査及び内部統制制度の実務に関するアンケート調査結果

②委託業務の内容（質問 10）

10.（「実施している」を選択した場合）どのような業務を外部委託していますか（複数選択可）



調査結果	課題分析
○外部委託の業務としては、「工事監査」が最も多く、次いで「財政援助団体等監査」、「研修の実施」となっている。 ○その他、「システム監査」、「特定の事業・施策の監査」、「公営企業会計の監査（含む決算審査）」の少数の回答がある。	【委託範囲の偏重】 ○現状は工事監査への外部委託が集中しているが、その他の高度な専門性が必要となる分野（ICT、環境等）への外部委託が未検討となっている可能性がある。

(2) まとめ

監査業務の外部委託は、地方公共団体の内部資源（人材、ノウハウ等）の制約を補完し、専門性の高い監査を実現する有効な手段である。

しかし、現状では8割を超える地方公共団体が委託を実施しておらず、外部委託を実施している地方公共団体でも工事監査に偏重しており、ICT、環境等の分野に応じて戦略的に外部委託の活用を検討する余地はあると考えられる。ただし、外部委託は万能ではなく、職員の専門性向上と適切に組み合わせることで、監査機能全体の質的向上を図ることが重要である。

地方公共団体の監査委員監査及び内部統制制度の実務に関するアンケート調査結果

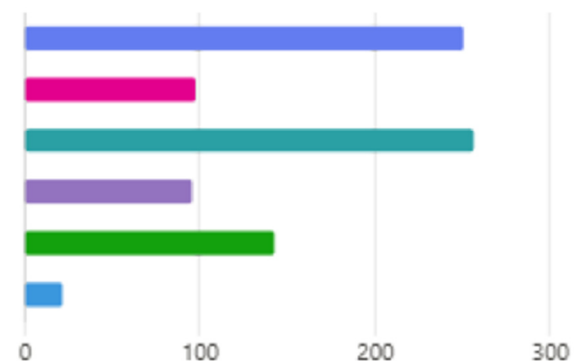
4. 監査委員監査における監査手続の文書化・明確化について

(1) 調査結果と課題分析

①監査手続に関する文書の作成状況（質問 11）

11. 監査手続きについて、どのような文書を作成していますか（複数選択可）

● 監査基準に基づく実施要領	250
● 監査手続マニュアル	97
● 監査調書様式	256
● チェックリスト	95
● 特に作成していない	142
● その他	21



調査結果	課題分析
○監査手続に関する文書作成については、「監査基準に基づく実施要領」、「監査調書様式」の回答が多い。 ○一方、「特に作成していない」との回答も存在する。	【監査品質の不均一性】 ○監査手続の明文化不足により、監査手続が監査実施者の経験や判断に属人的に依存している可能性がある。 【ノウハウ継承の困難性】 ○監査手続の明文化不足により、監査技術が散逸する可能性がある。

地方公共団体の監査委員監査及び内部統制制度の実務に関するアンケート調査結果

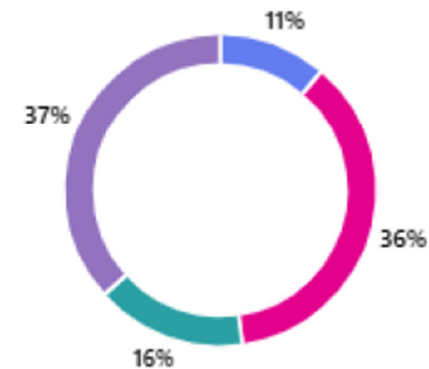
	【非効率作業の発生】 ○明文化されていない監査手続の実施により、非効率な監査が実施されている可能性がある。 【監査の信頼性低下】 ○監査手続の明確性が不足にすることにより、監査結果への信頼性に問題が生じる可能性がある。
--	---

②監査種別ごとの手続の明確化状況（質問 12、13、14）

12. 監査種別ごとの手続の明確化状況について、該当するものをお選びください

（定期監査）

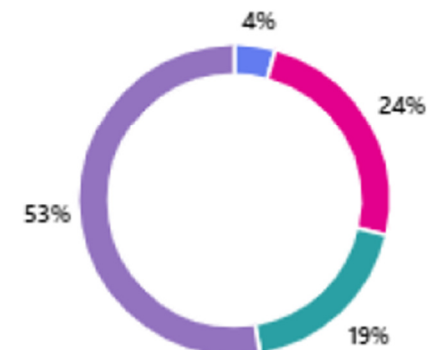
● 詳細な手続を明文化している	64
● 概要的な手続を明文化している	208
● 必要に応じて手続を定めている	89
● 特に明文化していない	209



13. 監査種別ごとの手続きの明確化状況について、該当するものをお選びください

(行政監査)

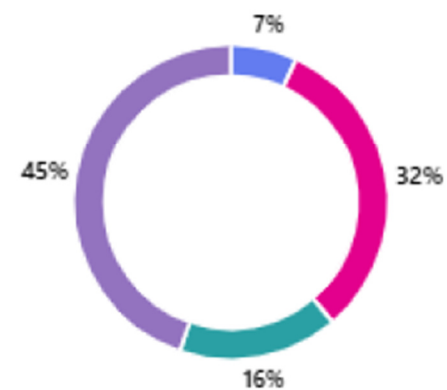
● 詳細な手続きを明文化している	24
● 概要的な手続きを明文化している	139
● 必要に応じて手続きを定めている	107
● 特に明文化していない	300



14. 監査種別ごとの手続きの明確化状況について、該当するものをお選びください

(財政援助団体等監査)

● 詳細な手続きを明文化している	39
● 概要的な手続きを明文化している	182
● 必要に応じて手続きを定めている	94
● 特に明文化していない	255



地方公共団体の監査委員監査及び内部統制制度の実務に関するアンケート調査結果

調査結果	課題分析
○監査種別による手続の明確化状況には差がある。 ・定期監査：「詳細な手続きを明文化」11.2%（64 団体）、「概要的な手続きを明文化」36.4 %（208 団体） ・行政監査：「詳細な手続きを明文化」4.2%（24 団体）、「概要的な手続きを明文化」24.3 %（139 団体） ・財政援助団体等監査：「詳細な手続きを明文化」6.8%（39 団体）、「概要的な手続きを明文化」31.9%（182 団体） ・全ての監査種別で「特に明文化していない」団体が3～5割程度存在する。	【監査種別間の差】 ○定期監査に比べ行政監査等での監査手続の明文化に遅れが生じている可能性がある。

（2）まとめ

監査手続の文書化・明確化は、監査品質の均一性確保と継続的かつ効率的な監査機能向上の基盤となる重要な取組である。しかし、現状では3～5割程度の地方公共団体で監査手続の明文化が不十分であり、監査種別間でも監査手続の明文化に差が存在している。

監査手続の明確化は監査結果の信頼性を保つ上で不可欠であり、各地方公共団体において取り組むべき課題であると考えられる。

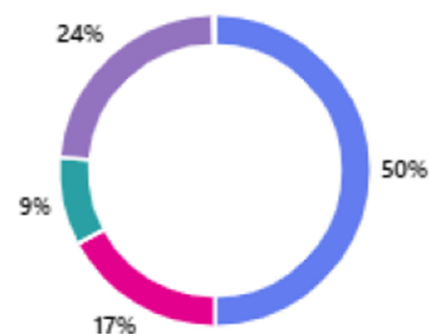
5. 決算審査の実施体制について

(1) 調査結果と課題分析

①決算審査の実施体制（質問 18、19）

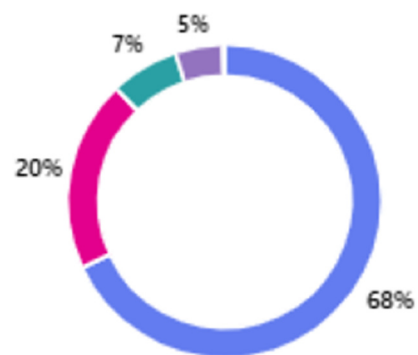
18. 決算審査にかかる延べ日数（実日数）はどの程度ですか

● 10日未満	285
● 10日以上20日未満	98
● 20日以上30日未満	52
● 30日以上	134
● その他	1



19. 決算審査に従事する職員数（会計年度任用職員を除く）は何名ですか

● 3名未満	388
● 3名以上5名未満	113
● 5名以上10名未満	40
● 10名以上	28
● その他	1



地方公共団体の監査委員監査及び内部統制制度の実務に関するアンケート調査結果

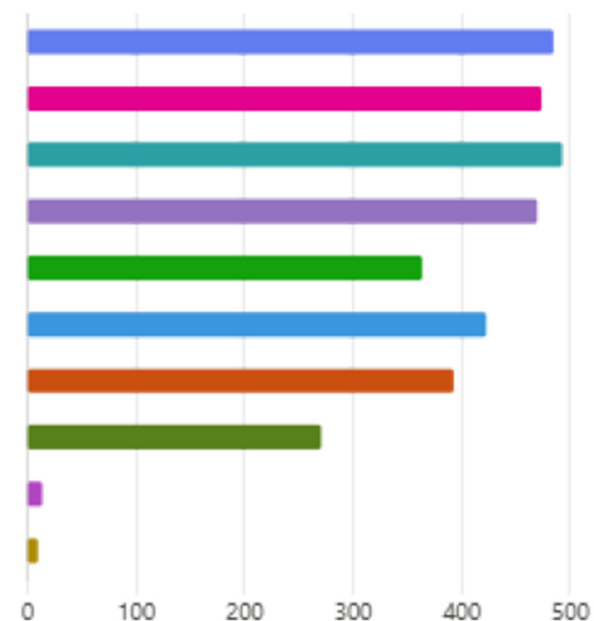
調査結果	課題分析
○決算審査にかける延べ日数は「10 日未満」が 50.0%（285 団体）と最も多い。「10 日以上 20 日未満」17.1%（98 団体）と合わせると、6 割を超える団体の決算審査にかける延べ日数は 20 日未満である。 ○一方、「30 日以上」の団体も 23.5%（134 団体）存在し、審査期間に差がある。 ○従事する職員数(会計年度任用職員を除く)は「3 名未満」が 68.0%（388 団体）と多数を占め、「3 名以上 5 名未満」19.8%（113 団体）を合わせると、8 割を超える団体が 5 名未満の体制で審査を実施している。	【審査期間の不足】 ○審査期間は地方公共団体の規模により異なると考えられるが、6 割を超える地方公共団体が 20 日未満の延べ日数で審査を実施しており、十分な期間が確保されていない可能性がある。 【審査人員の不足】 ○審査人員は地方公共団体の規模により異なると考えられるが、6 割を超える地方公共団体が 3 名未満の体制で審査を行っており、十分な人員が確保されていない可能性がある。

地方公共団体の監査委員監査及び内部統制制度の実務に関するアンケート調査結果

②審査手続と重点項目（質問 20、21）

20. 決算審査において実施している手続をお選びください（複数選択可）

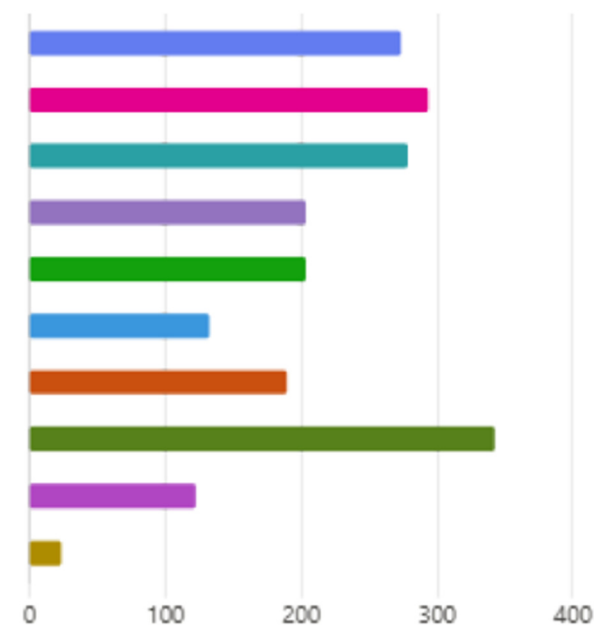
● 計数の正確性の検証	484
● 予算との対比分析	473
● 前年度との比較分析	492
● 合計額・集計額の確認	469
● 予算流用・予備費充用の確認	363
● 予算繰越の確認	422
● 債権・債務残高の確認	392
● 財産台帳との照合	270
● 特に実施していない	13
● その他	9



地方公共団体の監査委員監査及び内部統制制度の実務に関するアンケート調査結果

21. 特に重点的に確認している項目をお選びください（複数選択可）

● 新規・臨時的事業	273
● 大規模事業	293
● 補助金・負担金	278
● 工事請負費	203
● 委託料	203
● 借入金・地方債	132
● 基金	189
● 収入未済・不納欠損	342
● 特に設定していない	122
● その他	23



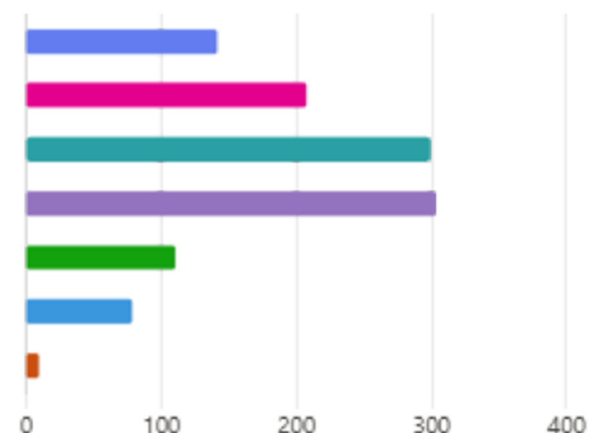
調査結果	課題分析
○実施している審査手続では、「前年度との比較分析」、「計数の正確性の検証」、「予算との対比分析」が上位を占める。 ○重点的に確認している項目は「収入未済・不納欠損」、「大規模事業」、「補助・負担金」となっている。	【審査基準の差】 ○地方公共団体間で審査範囲・深度に差が生じている可能性がある。

地方公共団体の監査委員監査及び内部統制制度の実務に関するアンケート調査結果

③審査における課題（質問 22）

22. 決算審査の実施にあたっての課題をお選びください（複数選択可）

● 審査期間が十分でない	141
● 人員が不足している	207
● 専門知識が不足している	299
● 確認すべき書類が膨大	303
● システム対応が不十分	110
● 特に課題はない	78
● その他	9



調査結果	課題分析
○決算審査の課題として、「確認すべき書類が膨大」が最多であり、次いで「専門知識が不足している」、「人員が不足している」、「審査期間が十分でない」となっている。	【業務量と審査体制のミスマッチ】 ○膨大な書類を審査する必要がある、業務量に合わせた審査体制が整備されていない可能性がある。 【専門知識の不足】 ○複雑化する地方財政制度への対応が困難となっている可能性がある。

(2) まとめ

決算審査は地方公共団体の財政運営の適正性を確保する重要な機能であるが、現状では人員不足・審査期間不足・専門知識不足という三重の課題や、膨大な審査対象に対する限られた審査体制のミスマッチにより、十分な審査が困難な状況となっている可能性が考えられる。

これらの課題の解決には、審査の効率化・重点化による質的向上と、専門性確保のための体制強化を両輪として進める必要があると考えられる。

決算審査の充実は、単なる事務処理の改善ではなく、住民への説明責任を果たし、効率的・効果的な行政運営を実現するための基盤作りであることを認識し、計画的・継続的な改善に取り組むべきであると考えられる。

地方公共団体の監査委員監査及び内部統制制度の実務に関するアンケート調査結果

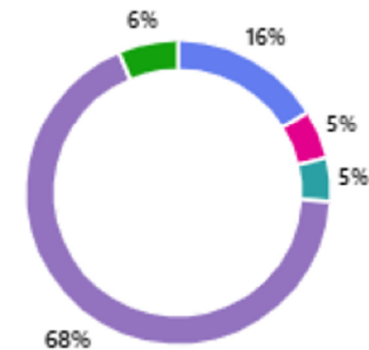
6. 監査委員監査における3E監査の実施状況と対象選定基準について

(1) 調査結果と課題分析

① 3E監査の実施状況（質問23）

23. 3E監査の実施状況について、該当するものをお選びください

● 定期的を実施している	92
● テーマを選定して実施している	30
● 試行的に実施している	26
● 実施していない	386
● その他	36



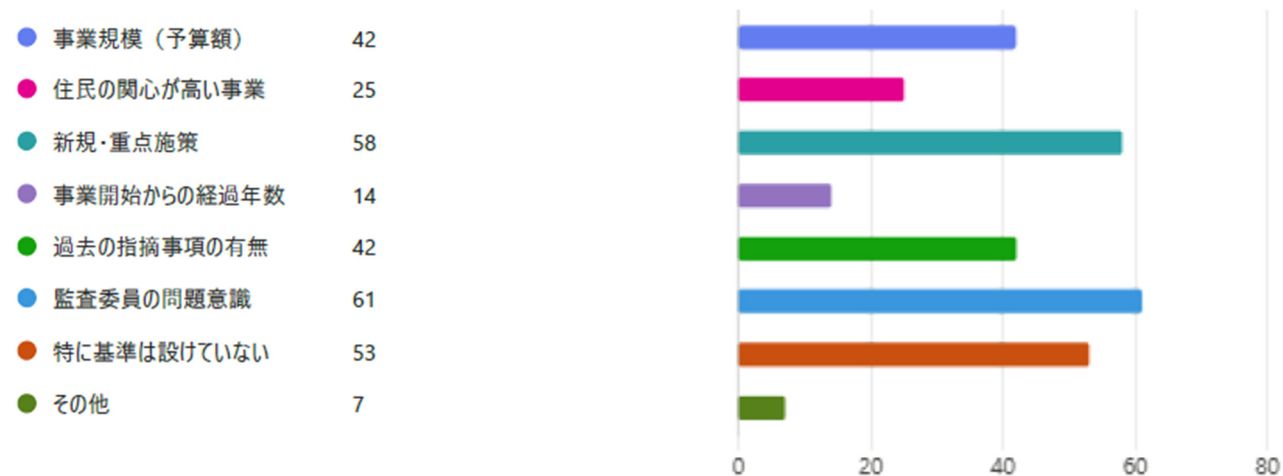
調査結果	課題分析
○ 3E監査については、「実施していない」が67.7%（386団体）と6割を超える。 ○ 実施している団体は「定期的を実施している」16.1%（92団体）、「テーマを選定して実施している」5.2%（30団体）、「試行的に実施している」4.5%（26団体）で、実施団体は全体の約25%にとどまっている。	【3E検証機会の逸失】 ○ 6割を超える地方公共団体が3E監査を実施しておらず、行政運営の経済性・効率性・有効性の検証機会を逸している。 ○ また、実施している地方公共団体でも定期的・体系的な取組は限定的である。

地方公共団体の監査委員監査及び内部統制制度の実務に関するアンケート調査結果

	【戦略的な対象選定の意識の不足】 ○ 3 E 監査の対象について、事業規模や住民関心度、政策的重要性などを総合的に勘案した戦略的選定の意識が不足しており、限られた監査資源の効果的配分が実現されていない可能性がある。 【専門性と体制の限界】 ○ 3 E 監査には高度な専門知識と分析能力が必要と考えられるが、多くの地方公共団体で人材・ノウハウが不足しており、合規性監査中心の体制では対応が困難な状況となっている可能性がある。
--	---

②対象選定基準（質問 24）

24.（「定期的を実施している」「テーマを選定して実施している」「試行的に実施している」を選択した場合） 3 E 監査の対象選定の基準として該当するものをお選びください（複数選択可）



地方公共団体の監査委員監査及び内部統制制度の実務に関するアンケート調査結果

調査結果	課題分析
○3 E 監査を実施している団体の対象選定基準では、「監査委員の問題意識」が最多であり、次いで「新規・重点施策」、「事業規模（予算額）」、「過去の指摘事項の有無」となっている。 ○一方、「特に基準は設けていない」との回答も多く存在する。	【主観性への依存】 ○選定基準が監査委員の問題意識に大きく依存し、客観的・体系的な選定手法が確立されていない可能性がある。 ○地方公共団体内で明確な基準が設けられておらず、場当たりの対象選定となっている可能性がある。

(2) まとめ

3 E 監査は行政運営の質的向上と住民サービスの効率化を図る重要な手法であるが、現状では6割を超える地方公共団体が未実施であり、実施している地方公共団体でも対象選定の客観性・体系性・戦略性が不十分となっている可能性がある。

この状況は、地方公共団体における行政評価機能の脆弱性を示している可能性があり、限られた行政資源の効果的活用や住民への説明責任の観点から課題であると考えられ、3 E 監査の普及と質的向上には、専門性確保と客観的・体系的・戦略的な対象選定の基準の確立が不可欠であると考えられる。

地方公共団体の監査委員監査及び内部統制制度の実務に関するアンケート調査結果

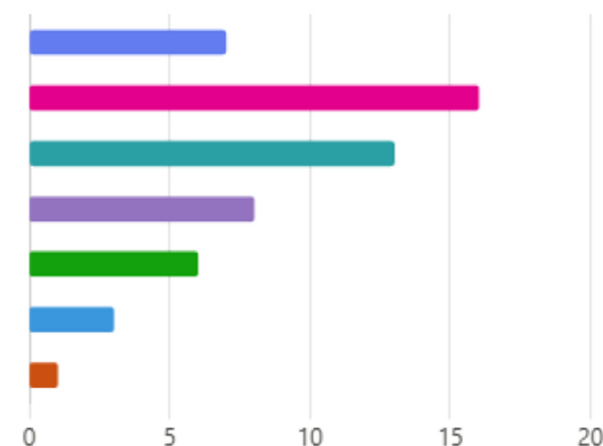
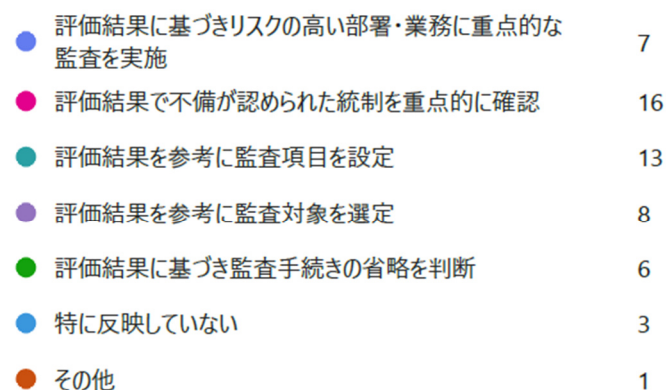
7. 監査委員監査における長の内部統制評価結果の活用について

※都道府県・指定都市に限って集計した結果を記載している。

(1) 調査結果と課題分析

①内部統制評価結果の監査手続への反映状況（質問 25）

25. 内部統制の評価結果を監査手続にどのように反映していますか（複数選択可）

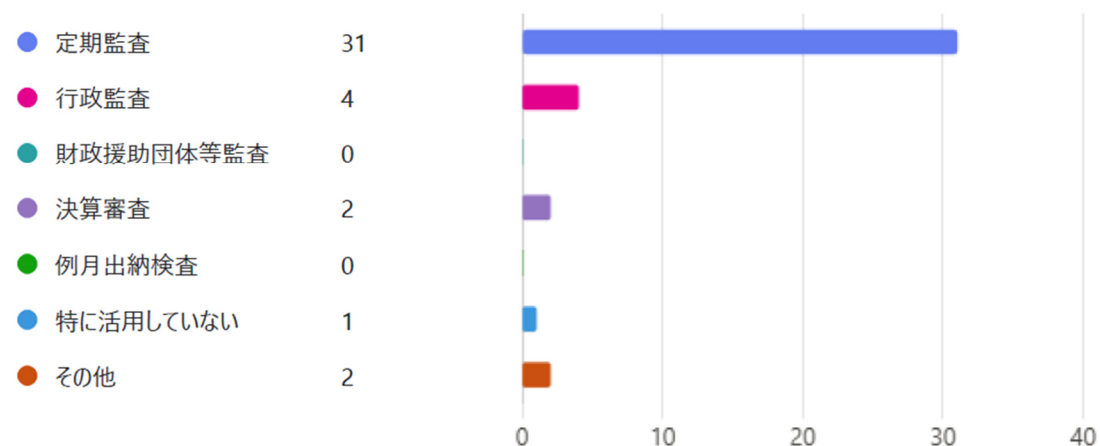


調査結果	課題分析
○内部統制評価結果を監査手続にどのように反映しているかについて、「評価結果で不備が認められた統制を重点的に確認」、「評価結果を参考に監査項目を設定」、「評価結果に基づきリスクの高い部署・業務に重点的な監査を実施」との回答がある。 ○一方、「特に反映していない」との回答も存在する。	【活用意識の更なる醸成】 ○内部統制評価結果に基づき又は参考として監査手続に反映している回答が多くある一方、内部統制評価結果を監査手続に反映していない回答も少数ながら存在する。内部統制評価結果を監査委員監査へ活用するという意識の醸成は進んでいると考えられるが、更なる意識醸成が進むことが望まれる。

地方公共団体の監査委員監査及び内部統制制度の実務に関するアンケート調査結果

②内部統制評価結果の具体的活用先（質問 26）

26. 内部統制の評価結果を具体的にどの監査で活用していますか（複数選択可）

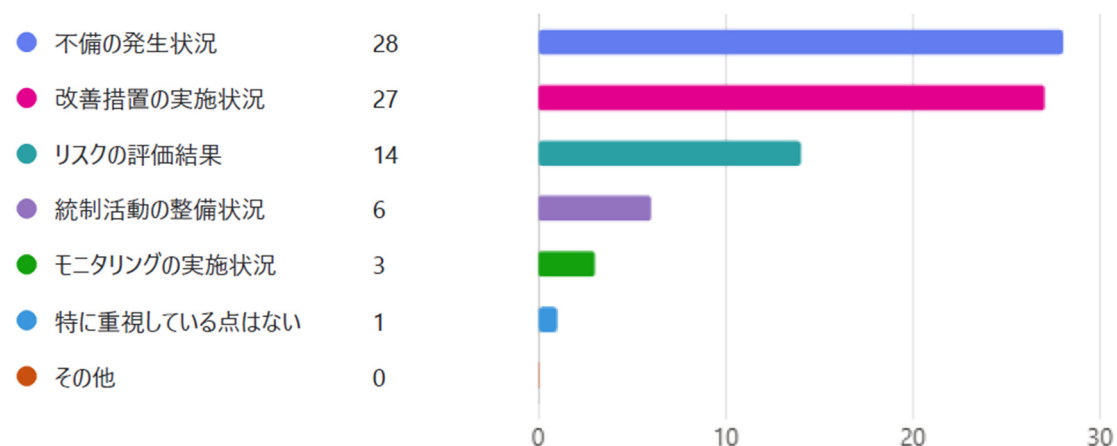


調査結果	課題分析
○内部統制評価結果を具体的にどの監査で活用しているかについて、「定期監査」が最も多く、次いで「行政監査」、「決算審査」となっている。	【活用機会の不足】 ○監査委員監査における内部統制評価結果の活用が定期監査に偏重し、行政監査や決算審査での活用が限定的である。

地方公共団体の監査委員監査及び内部統制制度の実務に関するアンケート調査結果

③内部統制評価結果で重視している点（質問 27）

27. 内部統制の評価結果の確認において重視している点をお選びください（複数選択可）

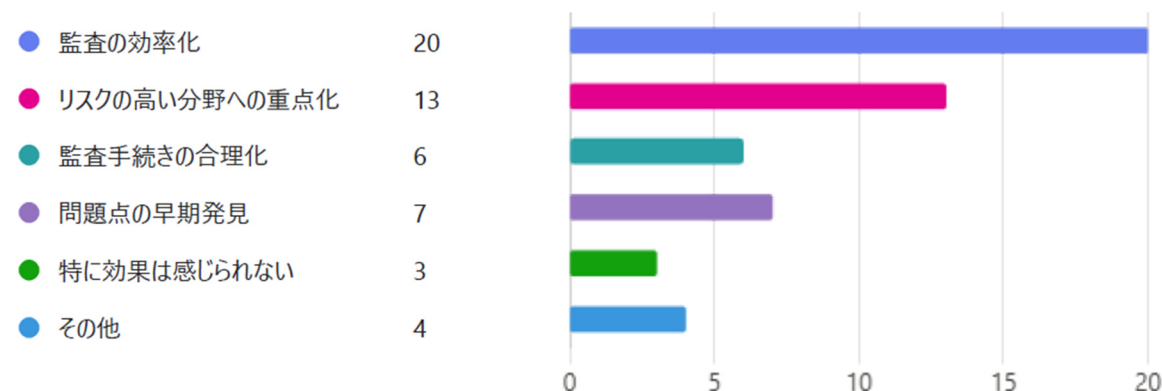


調査結果	課題分析
○内部統制評価結果の確認において重視している点では、「不備の発生状況」、「改善措置の実施状況」の回答が上位を占める。 ○一方、「特に重視している点はない」との回答も存在する。	【制度理解や専門知識の更なる醸成】 ○内部統制評価結果の確認において、不備の発生状況や改善措置の実施状況を重視しているとの回答が多くある一方、特に重視している点はないと回答も少数ながら存在する。内部統制制度の趣旨や内部統制評価結果の活用方法についての監査実施者の理解や専門知識の更なる醸成が進むことが望まれる。

地方公共団体の監査委員監査及び内部統制制度の実務に関するアンケート調査結果

④活用による効果（質問 28）

28. 内部統制評価結果の活用による効果として該当するものをお選びください（複数選択可）



調査結果	課題分析
○内部統制評価結果の活用による効果として、「監査の効率化」、「リスクの高い分野への重点化」を挙げる団体がある。 ○一方、「特に効果は感じられない」との回答も存在する。	【効果実感の更なる醸成】 ○内部統制評価結果を監査委員監査の監査手続きに活用することによる監査効率化やリスク重点化の効果を実感している回答が多くある一方、効果を感じられていない回答も少数ながら存在する。内部統制評価結果の活用効果の実感の更なる醸成が進むことが望まれる。

（2）まとめ

監査委員監査の監査手続において、長による内部統制評価結果を活用することは、監査の効率化とリスク・アプローチの監査の実現によ

地方公共団体の監査委員監査及び内部統制制度の実務に関するアンケート調査結果

り監査機能の質的向上に寄与することが考えられるが、活用していない地方公共団体や、活用の効果を実感できていない地方公共団体もある。

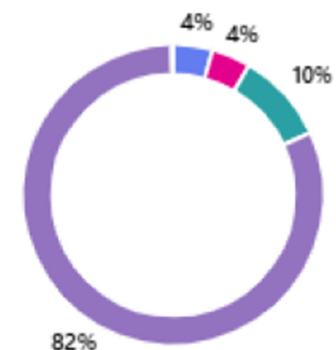
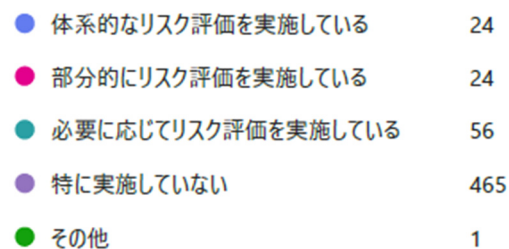
地方公共団体の限られた監査資源の効率的配分を行うためには、監査委員監査において、長による内部統制評価結果の適切な活用手法の確立と、監査実施者の理解及び専門性向上が必要であると考えられる。監査委員の監査機能と長による内部統制評価結果の有機的連携により、地方公共団体のガバナンス強化が実現されることが望まれる。

8. 監査委員監査におけるリスク評価の実施状況について

(1) 調査結果と課題分析

① リスク評価の実施状況（質問 29）

29. 監査においてリスク評価を実施していますか

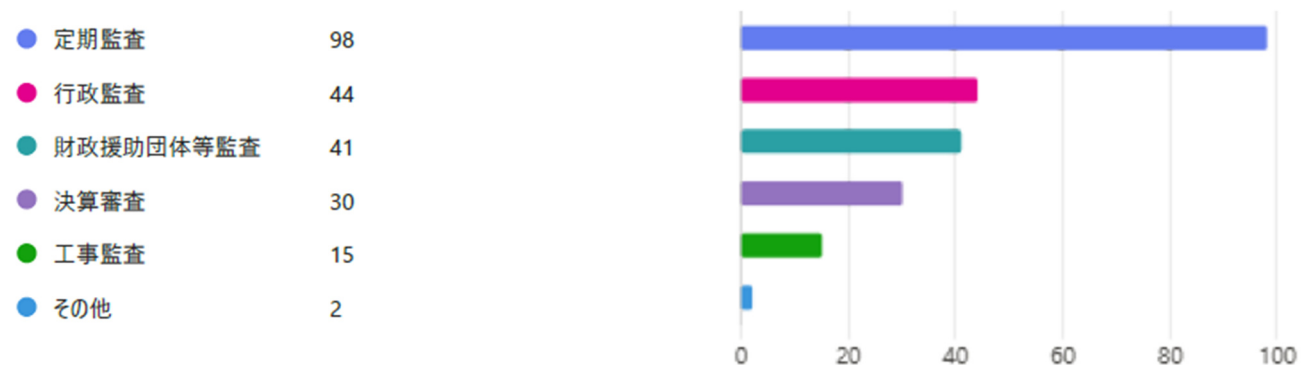


調査結果	課題分析
○監査においてリスク評価を実施しているかについて、「特に実施していない」が81.5%（465団体）と多数を占める。 ○実施している団体は「必要に応じてリスク評価を実施している」9.8%（56団体）、「体系的なリスク評価を実施している」4.2%（24団体）、「部分的にリスク評価を実施している」4.2%（24団体）で、合わせても約18%にとどまっている。	【リスク・アプローチ監査の未普及】 ○約8割の地方公共団体がリスク評価を実施しておらず、合規性監査からリスク・アプローチ監査への転換が進んでいないと考えられ、地方公共団体内の限られた監査資源の効果的配分が実現されていない状況となっている可能性がある。

地方公共団体の監査委員監査及び内部統制制度の実務に関するアンケート調査結果

②リスク評価実施監査の種別（質問 30）

30.（「体系的」「部分的」「必要に応じて」を選択した場合）どのような監査でリスク評価を実施していますか（複数選択可）

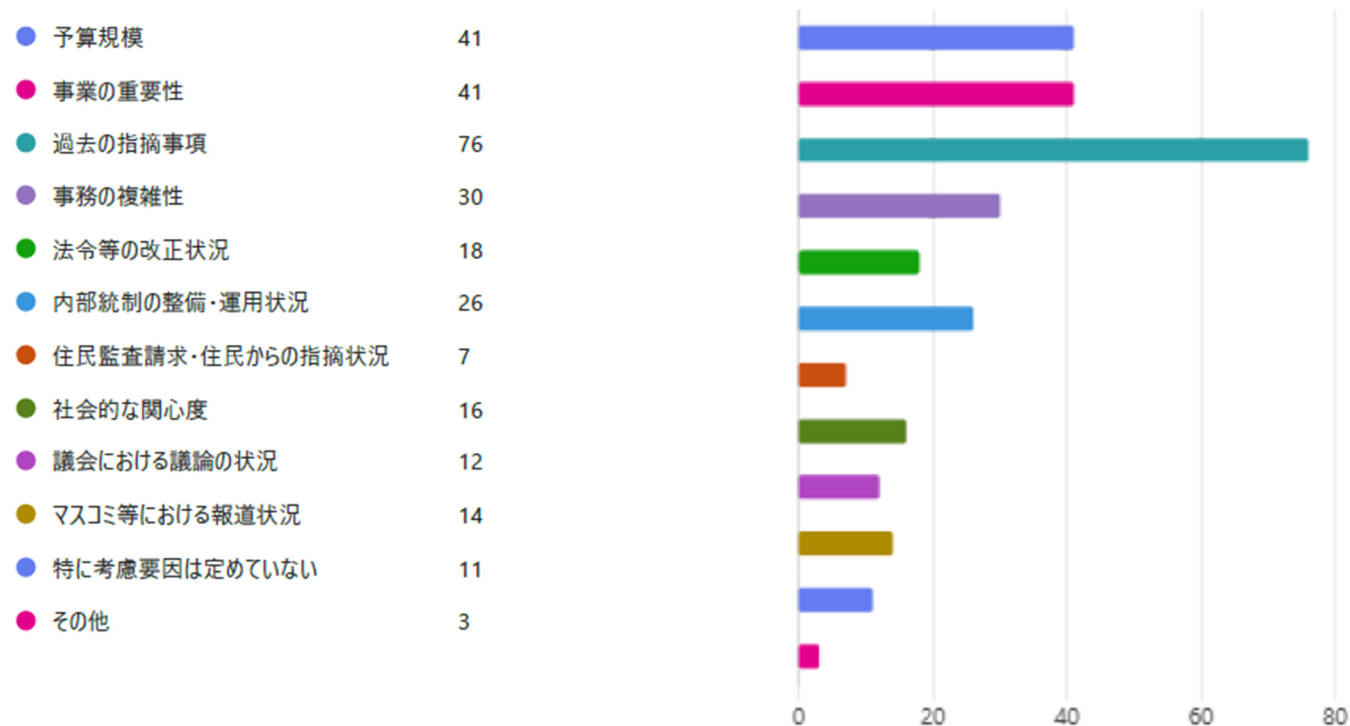


調査結果	課題分析
○対象となる監査種別では「定期監査」が最も多く、次いで「行政監査」、「財政援助団体等監査」、「決算審査」となっている。	【監査種別間の差】 ○リスク評価の実施が定期監査に集中し、行政監査や決算審査での活用が限定的である。監査種別に応じた適切なリスク評価手法が確立されていない可能性がある。

地方公共団体の監査委員監査及び内部統制制度の実務に関するアンケート調査結果

③リスク評価で考慮している要因（質問31）

31.（「体系的」「部分的」「必要に応じて」を選択した場合）リスク評価において考慮している要因をお選びください（複数選択可）



調査結果	課題分析
○リスク評価において考慮している要因では、「過去の指摘事項」が最も多く、次いで「事業の重要性」、「予算規模」となっている。	【リスク評価手法の未浸透】 ○リスク評価を実施している地方公共団体でも、リスク評価の考慮要因としては、過去の指摘事項に依存する傾向が強く、法令等の

地方公共団体の監査委員監査及び内部統制制度の実務に関するアンケート調査結果

○その他の考慮要因は、「法令等の改正状況」、「内部統制の整備・運用状況」となっている。	改正状況などの地方公共団体を取り巻く環境変化に即したリスク評価は限定的となっている可能性がある。
---	--

(2) まとめ

監査におけるリスク評価は、地方公共団体内の限られた監査資源を効果的に配分し、監査の実効性を高める重要な手法であるが、現状では約8割の地方公共団体で実施されていない。実施している地方公共団体でも過去の指摘事項に依存した評価にとどまり、地方公共団体を取り巻く環境変化に即したリスク・アプローチ監査の実現は限定的となっている可能性がある。

この状況は、監査機能の効率性・実効性の向上を阻害し、変化する行政環境や新たなリスクへの対応を困難にしていると考えられる。地方公共団体内のリスク評価手法の確立、監査実施者の専門性やリスク評価技術の向上により、合規性監査からリスク・アプローチ監査への本格的な転換が望まれる。

地方公共団体の監査委員監査及び内部統制制度の実務に関するアンケート調査結果

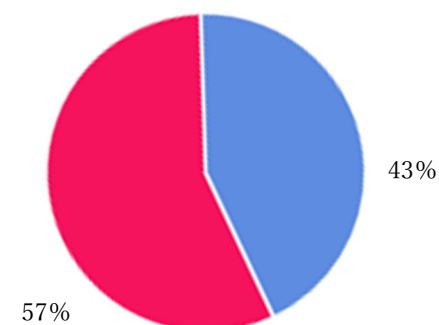
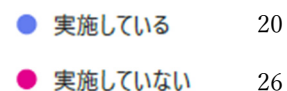
9. 監査委員監査における包括外部監査との連携、地方公共団体内の包括外部監査結果報告書の活用について

※都道府県・指定都市・中核市に限って集計した結果を記載している。

(1) 調査結果と課題分析

①包括外部監査のテーマ選定時の協議状況（質問 33）

33. 包括外部監査のテーマ選定時に、監査委員との協議を実施していますか



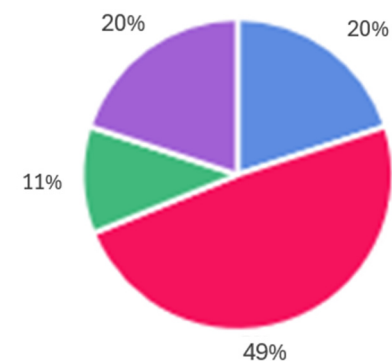
調査結果	課題分析
○包括外部監査を実施している都道府県・指定都市・中核市の46団体のうち、テーマ選定時に監査委員との協議を「実施していない」が56.5%（26団体）であり、「実施している」は43.4%（20団体）となっている。	【制度間の協議・調整機能の不足】 ○包括外部監査を実施している都道府県・指定都市・中核市の約5割において、包括外部監査のテーマ選定時に、監査委員と包括外部監査人との協議が行われておらず、両制度の重複や相互補完の検討が不足している可能性がある。

地方公共団体の監査委員監査及び内部統制制度の実務に関するアンケート調査結果

②年間監査計画の共有状況（質問 34）

34. 年間監査計画の共有はどのように行っていますか

● 相互に共有している	9
● 包括外部監査人から監査委員へのみ共有している	22
● 監査委員から包括外部監査人へのみ共有している	5
● 共有していない	9



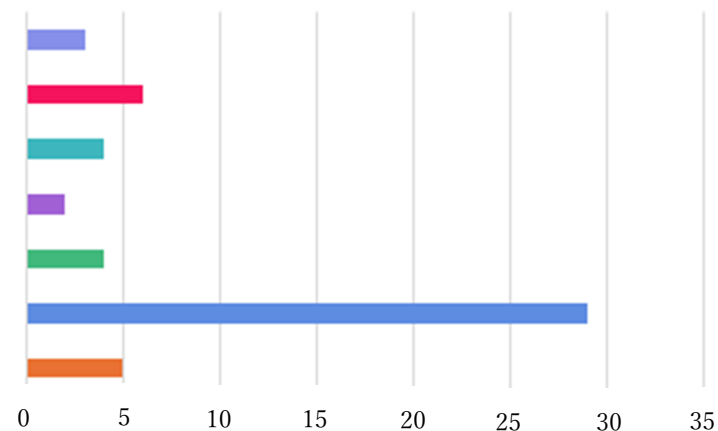
調査結果	課題分析
○回答のあった 45 団体のうち、監査計画の共有については、「包括外部監査人から監査委員へのみ共有している」48.8%（22 団体）、「監査委員から包括外部監査人へのみ共有している」11.1%（5 団体）、「相互に共有している」20.0 %（9 団体）となっている。 ○「共有していない」との回答は 20.0%（9 団体）である。	【情報共有の一方方向性】 ○監査委員と包括外部監査人の年間監査計画の相互の共有は、回答のあった地方公共団体のうち 2 割にとどまる。年間監査計画の共有を行う場合も一方向的な情報提供となっており、双方向の連携による相乗効果が期待できない状況となっている可能性がある。

地方公共団体の監査委員監査及び内部統制制度の実務に関するアンケート調査結果

③連携における課題と効果（質問 35、36）

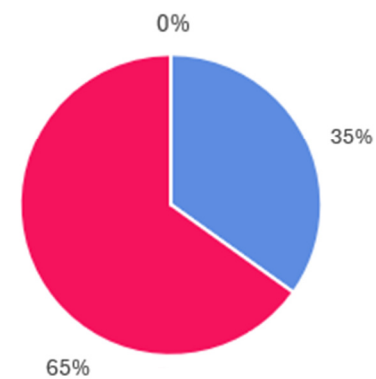
35. 現在の連携における主な課題は何ですか（複数選択可）

● 日程調整の困難さ	3
● 情報共有の方法	6
● 役割分担の不明確さ	4
● 指摘事項の重複	2
● 監査基準の違い	4
● 特になし	29
● その他	5



36. 連携による効果はどの程度ありましたか

● 効果があった	15
● どちらともいえない	28
● 効果がなかった	0

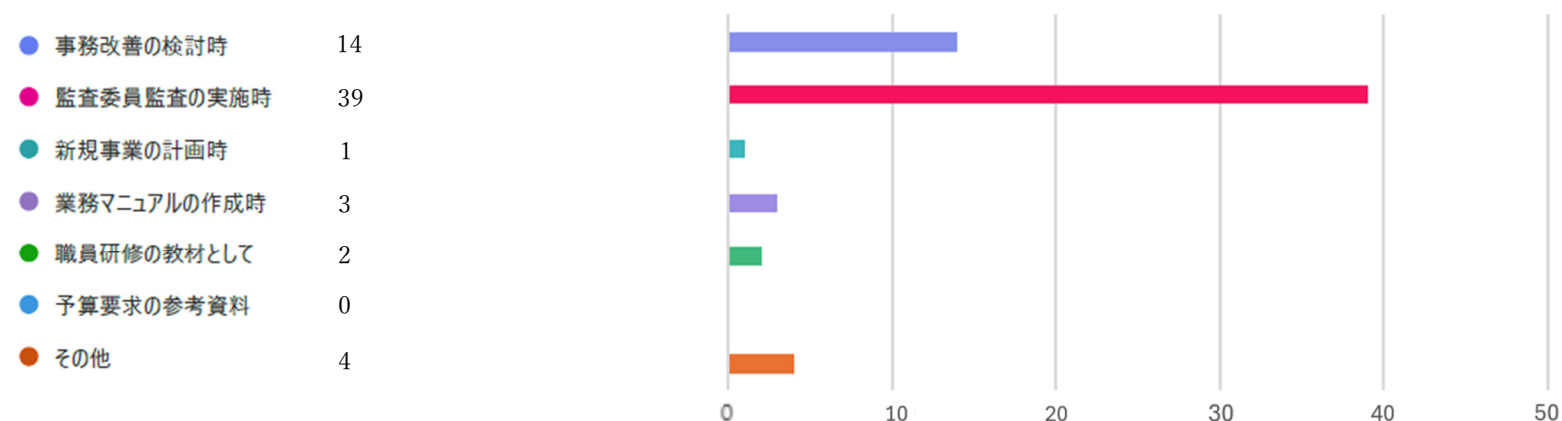


地方公共団体の監査委員監査及び内部統制制度の実務に関するアンケート調査結果

調査結果	課題分析
○連携における主な課題として「特になし」が最多となっている。 連携による効果については「どちらともいえない」が最多である。	【連携効果の未実現】 ○連携による明確な効果を感じている地方公共団体は少なく、制度間の有機的連携による監査機能の向上が実現されていない可能性がある。

④包括外部監査結果報告書の活用状況（質問 37）

37. 報告書はどのような機会に活用していますか（複数選択可）



調査結果	課題分析
○包括外部監査結果報告書の活用については、「監査委員監査の実施時」が最も多く、次いで「事務改善の検討時」となっている。	【活用範囲の限定】 ○包括外部監査結果報告書の活用が監査委員監査の実施時に偏重し、事務改善の検討、新規事業の計画、業務マニュアルの作成、

地方公共団体の監査委員監査及び内部統制制度の実務に関するアンケート調査結果

○その他の活用として、「新規事業の計画時」、「業務マニュアルの作成時」、「職員研修の教材として」の少数の回答がある。	職員研修などでの幅広い活用が図られておらず、包括外部監査結果の地方公共団体内の組織的な活用は限定的となっている可能性がある。 【改善サイクルの未確立】 ○包括外部監査結果報告書が、地方公共団体内の財務事務の改善や職員研修などに体系的かつ広範に活用されてはおらず、包括外部監査の結果・意見のフィードバック機能が十分発揮されていない可能性がある。
---	---

(2) まとめ

監査委員監査と包括外部監査と制度間で連携することにより、監査資源の効果的・効率的な活用と監査機能の相互補完が果たされ、地方公共団体の監査機能全体の向上が図られると考えられる。しかし、現状では包括外部監査を実施している都道府県・指定都市・中核市の約5割において、包括外部監査のテーマ選定時に監査委員と包括外部監査人との協議が行われず、また、監査委員と包括外部監査人の監査計画の双方の共有も不十分であり、制度間の有機的連携が実現されていない状況と考えられる。

また、地方公共団体内の包括外部監査結果報告書の活用については、監査委員監査の実施時に偏重し、地方公共団体内の財務事務の改善や職員研修などに体系的かつ広範に活用されていない状況と考えられる。

監査委員監査と包括外部監査の双方の監査成果の最大化と地方公共団体内の事業運営の継続的な改善を図るためには、両制度の連携や包括外部監査結果報告書の活用に係る運用改善が必要であると考えられる。

以 上